

新潟都心地域優良建築物等整備事業のご案内

都市機能の高度化を図り、市街地の環境の整備改善を図ることを目的に、都市再生緊急整備地域「新潟都心地域」において優良建築物等整備事業を施行する方に対して「**新潟都心地域優良建築物等整備事業補助金交付要綱**」に基づき事業に要する費用の一部を補助します。

補助対象事業

国の優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号）に掲げる次の事業

優良再開発型

- ・共同化タイプ
- ・市街地環境形成タイプ
- ・マンション建替タイプ

都市再構築型

- ・人口密度維持タイプ
- ・高齢社会対応タイプ

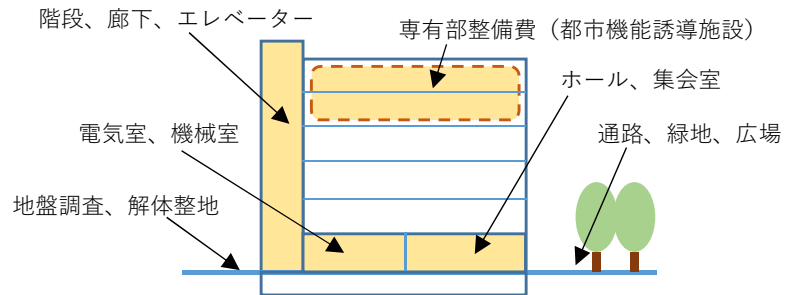
補助対象区域

都市再生緊急整備地域「新潟都心地域」（右図）



補助対象経費

- ・調査設計計画費（地盤調査、基本・実施設計等）
 - ・土地整備費（解体費、整地費）
 - ・共同施設整備費（階段、廊下、空地、ホール等）
 - ・専有部整備費（都市機能誘導施設※）
- ※専有部整備費の対象となる都市機能誘導施設は、国要綱の中心拠点施設に該当するものです。



補助額等

【オフィス、都市機能誘導施設】①

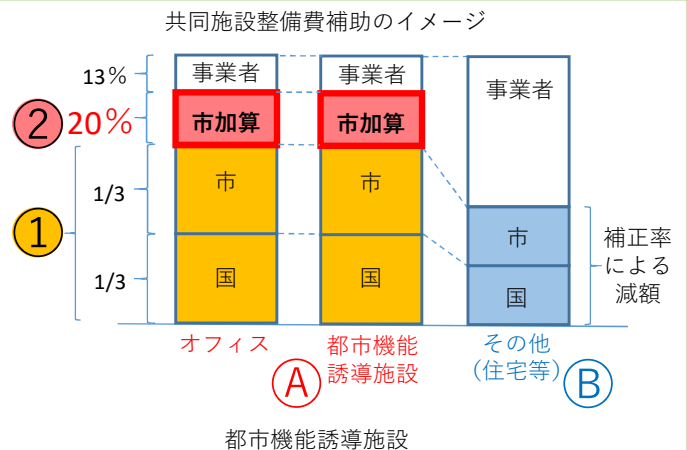
①補助対象経費の2/3以内を補助

②共同施設整備費の20%を加算補助

（加算条件：津波避難ビルおよび帰宅困難者一時滞在施設とすること）

【その他（住宅等）】②：共同施設整備費に補正率をかけて補助対象経費の2/3以内を補助

※補正率：空地割合や環境貢献などを数値化した掛け率です。詳しくは市要綱をご確認ください。



オフィスの条件



- ・1フロア当たり660㎡以上
- ・天井高2,700mm以上
- ・100mm以上のOAフロア

区分	施設規模等
商業	店舗面積3,000㎡以上の施設
医療	200床以上の病床を有する病院
教育	大学や専門学校（サテライトキャンパスを含む）
交流	国際コンベンション施設等 アリーナ、芸術文化会館等
安心安全（行政）	本市の中核的な行政機能を担う施設（市役所等）
その他	複合施設（3種類以上の機能を有した施設）

補助要件 (抜粋)

国要綱に定めるもののほか、次の市の要件に適合する必要があります。詳しくは市要綱をご確認ください。

【敷地】

- ・敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね**1,000㎡以上**であること。
- ・敷地が原則として幅員8 m以上（マンション建替タイプは幅員6 m以上）の道路に4 m以上接すること。
- ・次の空地を設けること ①総合設計制度に基づく公開空地又はこれに準ずる空地 ②一般の通行・利用に配慮した、周辺環境の向上に寄与する空地 ③**空地の30%以上を緑地**とすること

【景観・環境】

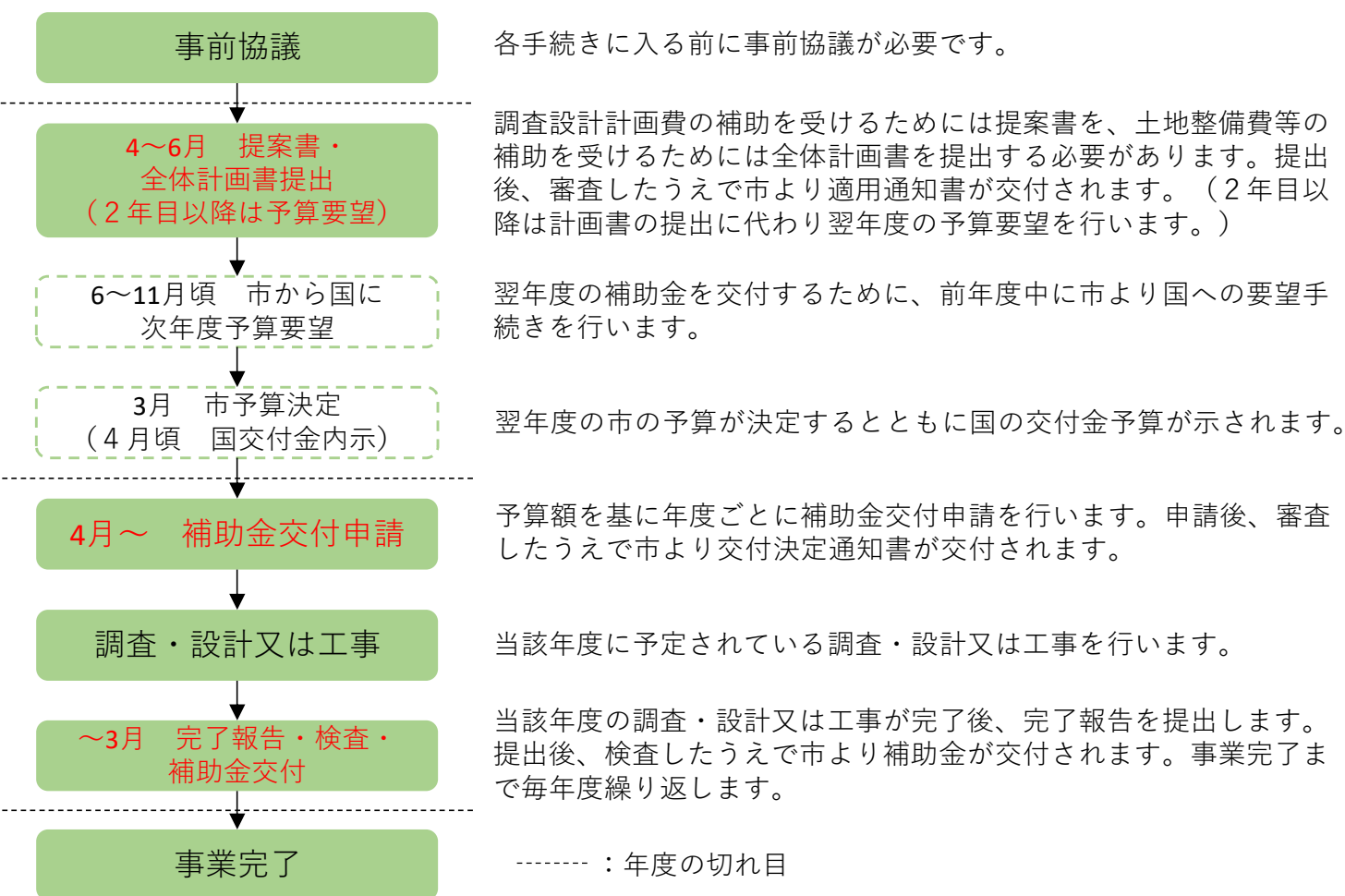
- ・新潟市景観条例及び新潟市景観ガイドラインを遵守すること。
- ・CASBEE新潟による環境総合性能評価が**ランクA以上**であること。

【地域貢献等】

- ・備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の防災関連施設の整備等により地域の防災性の向上に資するものであること。
- ・**オフィス、都市機能誘導施設（類するものを含み、規模は問わない）その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設のいずれかを整備すること。**

など

申請手続き



※補助金は年度ごとに交付されますので、毎年度補助金の予算要望及び交付申請が必要です。
※時期はおおむねの目安を示したものですので、前後することがあります。

詳細は新潟市ホームページで「新潟都心優建」と検索の上、「新潟都心地域優良建築物等整備事業補助金交付要綱」をご覧ください。

本補助制度のほか、規制緩和など再開発事業に関するご相談は・・・



お問い合わせ先 新潟市都市政策部まちづくり推進課

電話 025-226-2697

E-mail machisui@city.niigata.lg.jp

URL <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/kaihatsuseibi/saikaihatsu/toshinyuken/>